

別表1（第2条関係）

分類	内容	必要とされる実務経験	判断基準
経営力の強化	経営者を支え、企業マネジメントに携わる人材、または円滑な事業継承をサポートできる人材	大手メーカーや大手商社などの企業経営の中核部門を担っていたようなマネジメント経験者等	マネージャー経験者又は概ね10年以上の経験があり、高いスキルを有する人材。ただし、この基準にかかわらず、プロ人材の適否については個別に判断するものとする。
生産力の向上	製造やサービス等の現場で生産性をアップさせたり、新たな価値を生み出すことのできる人材	大手企業の工場長や製造部門長、あるいはサービス部門の店長など生産・サービス分野でのリーダー経験者等	
新技術・新商品の開発	自社のコア技術を理解した上で、周辺分野への応用や新しい商品などを生み出せる人材	大手企業等の開発リーダーの経験者などで、科学的センスや商品企画のセンスを有する者等	
新事業展開・販路拡大	新しい事業分野の立ち上げ、参入や新商品・既存商品を問わず市場開拓などに不可欠な人材	新事業分野の業界に携わっていたマネージャーや同じ業界での営業経験と人脈を有する者等	
その他	特許の知識・デザイナーとしてのセンス、ITにおける専門知識（セキュリティ、JAVA等）などを活かせる人材	大手企業や弁護士事務所で特許を、デザイン事務所でデザインを、IT企業で専門分野を担当していた専門的経験者等	

別表2（第3条、第4条及び第5条関係）

補助対象事業	<p>(1) 次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア 補助対象事業者が副業・兼業形態によりプロ人材を活用する事業（補助対象経費を補助対象事業者が支払ったものに限る。）であること。</p> <p>イ 副業・兼業を開始した日が4月1日から3月10日までの期間に属するものであること。</p> <p>ウ 副業・兼業の契約期間は6か月を上限とするものであること。</p> <p>エ 従事する副業・兼業は、プロ人材としての知見及びノウハウを活用し、企業の課題解決等に資する業務であること。</p> <p>(2) 前項の要件を満たすものであっても、次の要件に該当するものは、対象外とする。</p> <p>ア マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、プロ人材の知見及びノウハウを必要としない業務であるもの。</p> <p>イ 過去にプロ拠点の支援を受けて副業・兼業プロ人材の活用をしているもの。</p>
補助対象経費	<p>次の項目に該当するもの（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>ア 人材紹介手数料 副業・兼業形態によるプロ人材の活用に当たり、補助対象事業者が有料民間人材紹介手数料事業者等（プロ拠点の登録事業者に限る。）に支払った人材紹介手数料</p> <p>イ 報酬 プロ人材が副業・兼業に従事する場合に、補助対象事業者がプロ人材に支払った報酬</p> <p>ウ 交通費及び宿泊費 プロ人材が補助対象事業者の事務所等を訪れて、副業・兼業に従事する場合に、補助対象事業者が支払ったプロ人材の移動に要する交通費及び宿泊費（職員の旅費に関する条例（徳島県条例第9号）（以下「条例」という。）に準じて算定したものに限り。）</p>
補助率	補助対象経費の10分の8以内
補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業者当たり年間500千円 ・ 1事業者当たり1件（プロ人材1人）
補助対象期間	対象事業年度4月1日から翌年3月10日まで
申請受付期限	副業・兼業を開始した日（対象事業年度内）から起算して30日以内又は対象事業年度2月28日のうちいずれか早い日付まで

別表3（第3条関係）

業種分類	資本金の額又は出資の額	常時雇用する従業員数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種（卸売・小 売・サービス業を除く）	10億円未満	300人以下
卸売業	10億円未満	100人以下
小売業	10億円未満	50人以下
サービス業	10億円未満	100人以下